



会長	山田 正
幹事	武川 毅
会報	村上 武彦 高田 次雄 森田 峯男
例会場	ホテルサンシャイン佐沼 ☎22-8180 FAX22-0327
例会日	毎週木曜日 12:30~13:30
事務所	ホテルサンシャイン佐沼 ☎22-8180 FAX22-0327

第2713回例会 2019. 10. 17 No.15

本日の出席率

・本日の出席率 100%

ニコニコボックス

- ・山田正会長 佐竹孝行会員の永きロータリー経験にもとづいた貴重なスピーチにご期待申し上げます。
- ・佐藤早智子会員 誕生祝いありがとうございました。
- ・杉田広仁会員 即位礼正殿の儀、大嘗祭に実兄が参列します。うれしいことです。
- ・佐竹孝行会員 本日のスピーチよろしく申し上げます。最近の民法改正をお話したいと存じます。
- ・布施孝之会員 台風19号で被災した方々にお見舞申し上げます。佐竹孝行会員のスピーチに期待して。
- ・飯塚仁哉会員 佐竹孝行会員のスピーチ楽しみに聞いてみます。
- ・佐藤幸一会員 佐竹孝行会員のスピーチ、ご期待いたします。
- ・八谷郁夫会員 佐竹孝行会員のスピーチ楽しみです。
- ・菅野幸一郎会員 佐竹孝行会員のスピーチにご期待致します。
- ・高田次雄会員 各地に大きな災害を撒き散らした台風19号、被災されました方々に心からお見舞申し上げます。本日のスピーチ、佐竹孝行会員勉強させて下さい。
- ・菅原文之会員 佐竹孝行会員のほとばしる知識から出るスピーチを期待して。
- ・菅原慶一会員 佐竹孝行会員のお話に期待しています。
- ・武川毅幹事以下、本日のスピーチに期待して。
佐々木崇会員 佐藤敬喜会員 氏家良典会員

遠藤光則会員 佐々木源悦会員 熊谷敏明会員
布施孝尚会員 小野寺伸浩会員 富士原裕子会員
及川富男会員 佐々木淳会員 千葉正宏会員
後藤和人会員 志賀昭洋会員
以上、ありがとうございました。

会長要件 山田正会長

今朝の河北新報に台風19号の被害状況の記載がありました。私事ですが、13日深夜1時30分に仕事で富谷町国道4号線を通り、吉田川決壊による洪水でミニバンのE/Gが停止し、EV走行に切替えを4~5回繰り返して、何とか難を逃れました。車はE/G交換とのことでしたが、人的被害は無く救われました。登米市とは対照的に県南地区や他県の被害の甚大さには驚かされました。被災地区にはお見舞いを申し上げます。

先日、移動例会の伊豆沼農産職場訪問では、伊藤秀雄社長より年商5億円、40人雇用規模など企業紹介をいただき、特に「100億円企業1社より、1億円企業100社での地域ワーク構想」や定年者による耕作地の確保と農地荒廃の改革に関連して「食による健康付加価値農業の未来構想」などや、企業理念、経営指針にて実践された雇用環境維持など、6次産業の達人たるゆえんを感じた企業訪問でした。

ロータリーの友10月号に「宮城県南三陸町長、RI日本事務局来局」との掲載がありました。「壊滅した町がここまで復興できたのは皆さまのおかげです。町民が苦しんでいる時にロータリアンの皆さまが行って

くれたご支援は、これからも決して忘れることはできません」との感謝の意を述べられたとあり、当時の「東日本大震災復興基金」は約9億円にのぼり、承認プロジェクトは221件、更に海外支援は国内基金の3倍以上の大きなプロジェクトになったとありました。
佐沼RCは支援の橋渡しとして直接かかわり、この様な実効性のある活動当事者として、私たちは誇りと高潔さを持ち、今後のロータリー活動に繋げて行きたいものです。

幹事報告 武川毅幹事

- ・登米市社会福祉協議会より
法人設立15周年記念「第3回社会福祉大会」開催に伴う後援依頼について
- ・東京オリンピック・ポーランドボートチームを応援する会より、設立準備会の案内が届く
- ・「ザ・ロータリアン」誌が届く

今週のスピーチ

「最近の法律事情」

佐竹孝行会員

○最高裁判所判決

大法廷開催の結果、夫婦別姓、NHKの受信料は当然合憲だということ、あと30年位は最高裁の判例は改正されないのではないかと思います。夫婦別姓について色々議論をしましたが、今の規定で同じ名字を名乗る、特に女性については旧姓を名乗るのが定着していて、それを許すというふうになりました。NHKの受信料も全員一致で合憲と決まっております。

○民法改正

2019年7月1日

改正相続法

- ・預貯金の仮払（150万円まで可能）
自分の相続分は銀行に対して払い戻し出し請求が出来るようになった。預貯金についても遺産分割が対象となる。
- ・相続人以外の特別の寄与者の保護。死亡した長男の妻には相続権がない。それを保護するための制度。
- ・配偶者居住権の保護。配偶者に贈与された宅地建物は遺産分割から除外されることになった。

2020年4月1日施行

・短期消滅時効の廃止

我々の報酬は3年、飲み屋は1年、請負は何年だとか、いちいち細かく決まっていたものを

なくし、全部で統一されました。

・法定利率の引き下げ

今は民法で利息制限法がありますが、3年毎に見直す。

・連帯保証人の公正証書

あくまでも事業をやる場合の連帯保証人で第三者を連帯保証人にする時は、公正証書でやる。

2020年7月10日施行

- ・法務局における遺言書の保管等に関する法律、遺言書は本人自身が書く自筆証書。どの様に分けても、どの様に決めてもよいのですが、ほとんどが全部を誰かにやるというものです。保管等の問題もあり、公証人の入る公正証書にしておく方がよい。費用は大体4~5万円。

2022年4月1日施行

成年年齢の引下げ。18歳成年

- ・施行日において18歳以上20歳未満である者は、一斉に成人になる。
- ・女性の婚姻開始年齢を16歳から18歳に引き上げる。

成年年齢の意義

①法定代理人の同意がなくても契約等の法定行為を単独で行える。

②父母の親権に服さない

18歳にかわるもの

・戸籍法の分籍、親子が一つの戸籍ですが、20歳になるといつでも分籍できる。親の戸籍から離れて自分ひとりで戸籍を作ることができる。

・薬剤師免許

・相続税の未成年者控除

・相続時精算課税制度

・直系尊属から贈与

20歳で維持

・養子をとる年齢 ・喫煙年齢 ・飲酒年齢

これらは成年に達してもだめで、20歳からできる。未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法という名称になっておりますが、20歳に達してからということになっています。

成人式の時期については、大学進学率が高くなっているため、各自治体の判断で行われるようになるのではないかと。

— 以下、紙面の都合上割愛させていただきます。